

瑞穂町防災広場の設置及び管理に関する条例施行規則

〔令和8年3月10日〕
規則第 6号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町防災広場の設置及び管理に関する条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 条例第3条第1項の規定による多目的広場の利用は、常時可能なものとする。ただし、町長が管理上必要であると認めるときは、利用の全部又は一部を制限することができる。

(占用の申請)

第3条 条例第3条第2項に規定する承認（以下「占用承認」という。）の申請は、多目的広場占用（内容変更、取消し）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、原則として利用する日の7日前までに行うものとする。

2 占用承認に係る事項の変更及び取下げの承認申請は、申請書により、原則として利用する日の5日前までに行うものとする。

3 前2項の場合において、申請の期限が瑞穂町の休日に関する条例（平成元年条例第12号）第1条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日までとする。

(占用承認)

第4条 前条の規定による申請に対する承認は、多目的広場占用（内容変更、取消し）承認書（様式第2号）を当該申請をした者に交付することによって行うものとする。

(占用承認の取消し)

第5条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条に規定する承認を取り消すことができる。

(1) 災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 条例及び規則に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(利用の制限)

第6条 条例第5条第1項で規定するその他の必要な条件とは、次に掲げるものとする。

(1) ボールその他の物を投げ、打ち、又は飛ばす行為により、近隣の建物、通行人その他の第三者に被害を及ぼすおそれがないこと。

(2) 拡声機、音響機器その他これらに類するものを使用し、又は多数の人が集まることにより、騒音、振動その他の生活環境上の支障を生じるおそれがないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を来たすおそれがないこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災広場の設置及び管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。